

別表2

雇用関係助成金併給調整早見表（抜粋）	
解説番号	解説
10	同一の職業訓練が、同時に双方の助成金の支給対象となる場合、当該職業訓練に対してはどちらか一方の助成金のみしか支給することができない。
36の45	同一の職業訓練について、同時に双方の助成金の経費助成（労働者の賃金又は人件費を助成するものを除く）の対象となる場合、当該職業訓練に係る経費（労働者の賃金及び人件費に係る部分を除く）に対しては、どちらか一方の助成金のみしか支給することができない。
37	同一の設備設置・制度導入・活動等が、双方の助成金の支給対象又は支給対象の一部に該当する場合、当該設備設置・制度導入・活動等に対しては、どちらか一方の助成金のみしか支給することができない。
143	同一の労働者の同一の休業・休職に対しては、どちらか一方の助成金のみしか支給することができない。
144	中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）の支給対象となった労働者に対しては、両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）は支給しない。また、両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）の支給対象となった労働者に対しては、中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）は支給しない。
145	同一の労働者の通常の労働者への転換に対しては、どちらか一方の助成金（中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース））については、通常の労働者として復帰させた場合の加算措置部分に限る）しか支給することができない。
146	同一の労働者の同一の短時間勤務への転換に対しては、どちらか一方の助成金のみしか支給することができない。